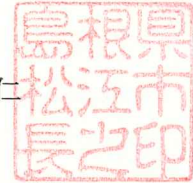


令和 7 年 3 月 25 日

松江市のより良い保育を願う保護者の会

代表 福嶋 浩彦 様

松江市長 上 定 昭 仁



公開質問状（再）について（回答）

令和 7 年 3 月 5 日付けで質問のあったことについては、下記のとおりです。

記

1. 「友達をふざけてトイレに閉じ込めた園児に対し、閉じ込められた側はどんな気持ちになるかを体験させるため、保育士がその園児を本人の意思に反してトイレに閉じ込めるという行為」が確認された場合について、具体的に回答できないとされています。しかし、総合的に検証するにしても、軸（原則）がなければなりません。そこに松江市の虐待に対する姿勢が示されると考えます。上のような事実が確認されても、不適切な保育や虐待にあたらない可能性がありますか。個別の事案についての質問ではなく、原則論としての質問です。
2. 再確認ですが、松江市が周知徹底を図るとされている国の「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」には、「虐待」に当たる具体例として「保育士が子どもを別室などに閉じ込める行為」が記載されています。トイレも別室に当たりますか。

（質問 1. 及び 2. への回答）

令和 5 年 5 月にこども家庭庁から発出された「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）で、「虐待」に当たる具体例として記載されている保育士が子どもを別室などに閉じ込める行為にある「別室など」はトイレも含むと考えます。

貴団体がおっしゃる「友達をふざけてトイレに閉じ込めた園児に対し、閉じ込められた側はどんな気持ちになるかを体験させるため、保育士がその園児を本人の意思に反してトイレに閉じ込めるという行為」は、原則として、国のガイドラインにおける「虐待等」又は「不適切な保育（虐待等と疑われる事

案)」に当たると考えます。

しかし、国のガイドラインでは、保育士が子どもを別室などに閉じ込める行為のような「虐待」の具体例として記載されている行為についても、「これらはあくまで例であり、また、明らかに虐待等と判断できるものばかりでなく、個別の行為等について考えたとき、虐待等であるかどうかの判断しづらい場合もある。そうした場合には、保育所等に通うこどもの状況、保育所等の職員の状況等から総合的に判断すべきだが、その際にも、当該こどもの立場に立って判断すべきことに特に留意する必要がある。」と記載されており、本市も同様の考えです。

本市では、保育士がこどもを別室などに閉じ込める行為について情報提供があった場合、国のガイドラインにおける「虐待等」又は「不適切な保育（虐待等と疑われる事案）」に当たるという前提に立って、立入調査などによる事実確認を実施し、こどもの立場に立って、こどもの状況、保育所等の職員の状況等から、個々の事案ごとに判断します。

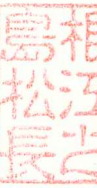
3. トイレも別室に当たるとすれば、保育園でそうした行為があったことを把握した場合、松江市として、島根県とも情報を共有するとともに、その保育園へ立ち入り調査などを行うと考えてよろしいですか。

(回答)

保育士がこどもを別室などに閉じ込める行為があったことについて、保育所等からの報告、保護者を含む関係者からの情報提供等により本市として把握した場合、国のガイドラインに則って、迅速に対応方針を定め、立入調査などによる事実関係の確認を実施します。

なお、本市は中核市として、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）や就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。いわゆる「認定こども園法」）に基づく児童福祉施設等の指導監督権限を島根県から移譲されていることから、島根県への情報共有は、個々の事案及び報告の必要性を鑑み、適宜、行うこととしております。

4. 保育士がこどもを立たせる行為は、国のガイドラインにおいて、「虐待」にあたる具体例として明示されていないとのこと。しかし、すべてを網羅できないから例として挙げてあり、法令で該当項目を列挙しているのとは異なります。市はガイドラインの考え方に照らして、立たせる行為をどう捉えておられますか。ガイドラインの具体例と同様の原則論としてお答えください。



(回答)

保育士がこどもを立たせる行為は、国のガイドラインにおいて、「虐待」に当たる具体例としては明示されておりませんが、貴団体が令和7年2月3日付けで提出された公開質問状にある「喧嘩した園児に対しなぜ喧嘩になったかを考えさせるため、保育士がその園児を5分から10分程度、本人の意思に反して立たせるという行為」は、原則として、国のガイドラインにおける「虐待等」又は「不適切な保育（虐待等と疑われる事案）」に当たる可能性があります。

本市では、そのような行為について情報提供があった場合、国のガイドラインにおける「虐待等」又は「不適切な保育（虐待等と疑われる事案）」に当たる可能性があるという前提に立って、立入調査などによる事実確認を実施し、こどもの立場に立って、こどもの状況、保育所等の職員の状況等から、個々の事案ごとに判断します。

(最後に)

本市は、いかなる場合であっても「虐待等」又は「不適切な保育（虐待等と疑われる事案）」に当たる行為を許容しておりません。

こどもの保育に係る不安な事案、虐待等と疑わしい事案などがあれば、本市の「保育所等における不適切な保育の相談窓口」までご相談ください。

■ 本件回答について

こども子育て部こども政策課

こども政策係

電話 0852-55-5666

■ 保育所等における不適切な保育の相談窓口

こども子育て部こども政策課

安心子育て係

電話 0852-55-5032

